

入院時食事療養費・入院時生活療養費

入院時食事療養費は、療養費となっていますが、保険者が被保険者に代わって医療機関にその費用を直接支払うこととなっており、患者は標準負担額だけを支払うことになります。また、標準負担額など食事療養費に要した自己負担額については、高額療養費の対象から除外されることとなっています。なお、1日の標準負担額は、3食に相当する額を限度とします。

1 入院時食事療養費の標準負担額

(1) 住民税課税者

・指定難病患者等※1に該当しない者

1食につき 490円

・指定難病患者等※1に該当する者

1食につき 280円

※1 指定難病等とは

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病の患者(以下、「指定難病患者」という)又は児童福祉法(平成22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等(以下、「小児慢性特定疾病児童等」という。)平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して精神病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。)に入院していた一般所得区分の患者。【当該者が平成28年4月1日以後、合併症等により同日内に他の病床に移動する又は他の保険医療機関に再入院する場合(その後再び同日内に他の病床に移動する又は他の医療機関に再入院する場合を含む。】

(2) 住民税非課税者

住民税非課税者は、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けることにより、負担額が軽減される。

区分 表記	所得区分 ※2	入院時食事療養費の標準負担額	
		90日まで	90日越え※3
		(長期入院非該当)	(長期入院該当)
オ	低所得者	230円	180円
Ⅱ	低所得者Ⅱ	230円	180円
Ⅰ	低所得者Ⅰ	110円	110円

※2 低所得者Ⅱ及び低所得者Ⅰは、70歳以上の者の所得区分となる。

※3 申請した月以前の過去1年間で、入院期間が91日以上になることが認定された方

入院時生活療養費の標準負担額

65歳以上の者が、療養病床(回復期病棟)に入院した場合に標準負担額が発生いたします。

(1)住民税課税者

	食事(1食あたり)	住居費(1日あたり)
医療費の必要性の高い者	490円	370円
医療の必要性の低い者	490円	370円
指定難病患者	280円	0円

(2)住民税非課税者

住民非課税者は、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けることにより、負担額が軽減される。

	食事(1食あたり)			住居費(1日あたり)
	オ	Ⅱ	I	
医療の必要性の高い者	【長期入院非該当】 230円 【長期入院該当※2】 180円		110円	370円
医療の必要性の低い者	230円		140円	370円
指定難病患者	【長期入院非該当】 230円 【長期入院該当※2】 180円		110円	0円

※2 申請した月以前の過去1年間で、入院期間が91日以上になることが認定された方

※3 住民非課税者において、オ区分は65以上70歳未満を指し、Ⅰ・Ⅱ区分については70歳以上を指す

※4 医療の必要性の高い者とは、健康保険法施行規則第六十二条の三第四号に基づき厚生労働大臣が定める者

※5 指定難病患者とは、難病の患者に対する医療費に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病の患者

※6 医療の必要性の低い者とは、※4、※5に該当しない者

